

高松北高部活動における活動方針について

香川県立高松北高等学校

令和元年5月11日 策定

① 休養日

原則として週1日は休養日とする。

(年間を通して52日以上休養日を確保する。)

② 1日の活動時間

平日: 原則として3時間程度とする。

週休日(土・日曜日): 原則として4時間程度とする。

③ 長期休業中

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、学習時間を確保し、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期休業中における程度の休養期間(オフシーズン)を設ける。

④ 試合や大会・コンクール期間中の活動

活動時間とは、生徒個々の活動の時間のことであり、大会参加や練習試合等については、参加時間が1日の活動時間を超えることもあるが、練習試合については、時間の延長が恒常的にならないように留意する。

週末に大会参加等で休養日が設定できなかったり、一定の期間にまとまった練習等の時間が必要となったりする場合には、超過した活動日数や時間について、休養日や活動時間をほかの日に振り替える。

『香川県部活動ガイドライン』は、香川県教育委員会のホームページに掲載されています。

ホームページ: 香川県教育委員会 → 保健体育課 → 学校体育